

五所川原市農業収益力向上支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 市は、地域農業の戦略的な発展と農業経営の高度化を図るため、生産性及び収益力の向上に必要な農業用機械・施設等の導入に要する経費について、予算の範囲内において、五所川原市農業収益力向上支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業実施主体、補助率及び採択要件は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の内容を明らかにした書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、あらかじめ市の指導を受けた上で、次の事項に留意の上、その理由を明記した交付決定前着手届（第2号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 事業の内容及び補助金の交付が確実にってから着手すること。
- (2) 交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うこと。
- (3) 交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載すること。
- (4) 提出に当たっては、その理由等を十分に検討して必要最小限にとどめること。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業について、別表に定める重要な変更をする場合において、事業変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出してその承認を受けること。なお、別表に定める重要な変更該当しない場合であっても、変更の内容を十分に精査し、必要に応じて市長の指導を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、事業中止・廃止承認申請書（第3号様式）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に着手したときは着手届（第4号様式）を、補助事業が完了したときは完了届（第4号様式）を遅滞なく市長に提出すること。

- (5) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間整備保管しておくこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第5号様式）その他関係書類を第11に規定する期間、整備保管すること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を常に良好な状態で管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (8) 補助事業の成果について、事業実施年度から3年間、各年度における事業成果書（第6号様式）を作成し、事業成果報告書（第7号様式）に添付して、当該各年度の翌年度の6月30日までに市長に提出すること。
- (9) 規則第19条本文の規定により、市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合においては、市長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を市に納付すること。

（申請の取下げの期日）

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

（補助金の請求）

第7 補助金の請求は、補助金（概算払）請求書（第8号様式）を提出して行うものとする。

（状況報告）

第8 規則第10条の規定による報告は、補助事業の交付決定に係る年度の12月31日現在の状況を記載した補助事業状況報告書（第9号様式）を、当該年度の1月15日までに提出して行うものとする。

2 前項に定める時期のほか、補助事業の適正な執行を図るため、市長が必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の補助事業状況報告書の提出を求めることができる。

（実績報告）

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は財産管理台帳の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第19条第2号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり20万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附則

この要綱は令和7年4月3日から施行する。

この要綱は令和8年5月12日から施行する。

別表（第2関係）

区 分	補助対象経費	事業実施主体	補助率	採択要件	重要な変更
共通事項	<p>1 地域農業の戦略的な発展と農業経営の高度化に資する生産性及び収益力の向上を図るために行う、区分の欄の1から4の事業に要する経費</p> <p>2 次の(1)から(6)までに該当する経費は除く。</p> <p>(1)不動産の取得に要する経費</p> <p>(2)事業の期間中に発生した事故・災害の処理に要する経費</p> <p>(3)交付決定前に支出された経費(ただし、要綱第3第3項に基づき、交付決定前着手届を提出した場合を除く。)</p> <p>(4)補助対象経費に係る消費税及び地方消費税</p> <p>(5)パソコン等本事業の趣旨以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機械の導入に要する経費</p> <p>(6)その他本事業を実施する上で必要と認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費</p>	-	-	<p>1 市内に住所を有する農業者又は市内に所在する農業法人若しくは複数の農業者で組織する団体のいずれかであること。</p> <p>2 市税の滞納がないこと。(複数の農業者で組織する団体にあつては代表申請者)</p> <p>3 農作物生産により発生する残渣(稲わら・もみ殻・剪定枝・雑草等)を焼却処理しないことに同意・遵守すること。</p> <p>4 事業実施主体が事業実施年度から翌々年度以内に、交付申請書記載の目標を達成する見込みがあること。</p> <p>5 本事業に係る下限事業費は20万円とすること。</p> <p>6 導入する設備・資材等については、計画に即した適正な規模・能力であること。</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 補助金の増又は事業費の30%を超える増減</p>

<p>1 スマート農業推進タイプ</p>	<p>生産性及び農業経営の持続可能性の向上を図るため、農作業の省力化・コスト削減等に資する先端技術を活用した次の①～⑧のいずれかに該当する農業機械、装置（以下「機械等」という。）の導入に要する経費</p> <p>①自動操舵システム ②ロボットトラクタ ③収量センサ付きコンバイン ④田植機（オート、直進アシスト付き） ⑤農業用ドローン ⑥水管理システム（設備のみ） ⑦リモコン草刈り機（ロボット含む） ⑧ハウス等の環境制御装置</p>	<p>地域計画に位置づけられた次に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者 ・ 認定新規就農者 	<p>左の補助対象経費の合計額の4分の1に相当する額以内の額。</p> <p>ただし、1,000千円を上限とする。</p>	<p>1 青色申告をしていること。 ただし、農業経営改善計画又は青年等就農計画で青色申告を行う目標を設定している場合も可とする。</p> <p>2 予算額を超える要望があった際は、次に掲げる基準により採択者を選定する。 なお、同順位内で選定する必要が生じた場合は、より生産性向上等の効果が高い方を採択する。</p> <table border="1" data-bbox="1379 592 1892 938"> <thead> <tr> <th data-bbox="1379 592 1451 667">採択順位</th> <th data-bbox="1451 592 1892 667">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1379 667 1451 758">1</td> <td data-bbox="1451 667 1892 758">スマート農業に新規で取り組む者（スマート農機非所有者等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1379 758 1451 849">2</td> <td data-bbox="1451 758 1892 849">複合経営に新規で取り組む者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1379 849 1451 938">3</td> <td data-bbox="1451 849 1892 938">上記以外のスマート農業取組者</td> </tr> </tbody> </table>	採択順位	内 容	1	スマート農業に新規で取り組む者（スマート農機非所有者等）	2	複合経営に新規で取り組む者	3	上記以外のスマート農業取組者
採択順位	内 容											
1	スマート農業に新規で取り組む者（スマート農機非所有者等）											
2	複合経営に新規で取り組む者											
3	上記以外のスマート農業取組者											

<p>2 施設園芸参入支援タイプ</p>	<p>施設園芸野菜及び花きのうち、次の①から⑤のいずれかに該当する品目（以下「施設園芸作物」という。）の生産・販売を目的とした新規参入若しくは規模拡大を図るため、農業用ハウスの導入に要する経費</p> <p>①トマト（ミニトマト含む） ②キュウリ ③青森県花き振興方策の重要品目及び地域振興品目 （トルコギキョウ、キク、アルストロメリア等） ④冬の農業の推進品目 （小松菜、ハウレンソウ、春菊、促成アスパラガス等） ⑤その他、施設園芸に有効と認められる野菜・花き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者 ・ 認定新規就農者 	<p>左の補助対象経費の合計額の3分の1に相当する額以内の額。</p> <p>ただし、1,000千円を上限とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 青色申告をしていること。 ただし、農業経営改善計画又は青年等就農計画で青色申告を行う目標を設定している場合も可とする。 2 園芸施設共済事業又は損害保険事業等へ加入すること。 3 市内の農地に設置すること。 4 導入する農業用ハウスは60坪以上の規模であること。なお、ハウス等施設栽培に既に取り組んでいる者については、規模拡大のために農業用ハウスを概ね100坪以上導入すること。 5 予算額を超える要望があった際は、次に掲げる基準により採択者を選定する。なお、同順位内で選定する必要が生じた場合は、より導入面積が広い方を採択する。 <table border="1" data-bbox="1379 948 1892 1294"> <thead> <tr> <th>採択順位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>施設園芸作物に新規で取り組む認定新規就農者</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>施設園芸作物に新規で取り組む認定農業者</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>施設園芸作物の規模拡大に取り組む認定農業者又は認定新規就農者</td> </tr> </tbody> </table>	採択順位	内 容	1	施設園芸作物に新規で取り組む認定新規就農者	2	施設園芸作物に新規で取り組む認定農業者	3	施設園芸作物の規模拡大に取り組む認定農業者又は認定新規就農者	
採択順位	内 容												
1	施設園芸作物に新規で取り組む認定新規就農者												
2	施設園芸作物に新規で取り組む認定農業者												
3	施設園芸作物の規模拡大に取り組む認定農業者又は認定新規就農者												

3 低コスト生産推進タイプ	小・中規模農業者の経営力強化を図るため、経営コストの削減又は省力化に資する農業機械、装置（以下「機械等」という。）の導入に要する次に掲げる経費	地域計画に位置づけられた次に該当する者 ・ 認定農業者 ・ 認定新規就農者		1 青色申告をしていること。 ただし、農業経営改善計画又は青年等就農計画で青色申告を行う目標を設定している場合も可とする。									
(1) 機械等の共同利用による低コスト対策	共同利用による次の①～⑤のいずれかに該当する機械等の導入に要する経費 ①トラクター ②管理機 ③田植機 ④コンバイン ⑤その他、共同利用による低コスト化が見込める機械等	・ 認定農業者又は認定新規就農者を含んだ複数の農業者で構成された団体	左の補助対象経費の合計額の4分の1に相当する額以内の額。 ただし、1,000千円を上限とする。	2 共同利用による低コスト対策に取り組む者（団体）は、取得する機械等の共同利用に関して必要な事項を定めた規約を作成していること。 3 予算額を超える要望があった際は、次に掲げる基準により採択者を選定する。 なお、同順位内で選定する必要が生じた場合は、より低コスト効果が高い方を採択する。									
(2) 低価格モデル、省力化機械等導入による低コスト対策	次の①～④のいずれかに該当する機械等の導入に要する経費 ①低価格モデルのトラクター ②低価格モデルのコンバイン ③高所作業機 ④土壌分析装置		左の補助対象経費の合計額の4分の1に相当する額以内の額。 ただし、500千円を上限とする。	<table border="1" data-bbox="1377 767 1897 1118"> <thead> <tr> <th data-bbox="1377 767 1451 842">採択順位</th> <th data-bbox="1451 767 1897 842">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1377 842 1451 938">1</td> <td data-bbox="1451 842 1897 938">複数の農業者で共同購入・利用する組織・団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 938 1451 1034">2</td> <td data-bbox="1451 938 1897 1034">就農10年以内の者 (親や親族が非農業者)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 1034 1451 1118">3</td> <td data-bbox="1451 1034 1897 1118">上記以外の低コスト生産取組者</td> </tr> </tbody> </table>	採択順位	内 容	1	複数の農業者で共同購入・利用する組織・団体	2	就農10年以内の者 (親や親族が非農業者)	3	上記以外の低コスト生産取組者	
採択順位	内 容												
1	複数の農業者で共同購入・利用する組織・団体												
2	就農10年以内の者 (親や親族が非農業者)												
3	上記以外の低コスト生産取組者												

<p>4 加工・業務用野菜生産支援タイプ</p>	<p>農地の持続的な維持・活用及び農業経営の安定化と国産需要の高い加工・業務用野菜の産地形成を図るため、機械化一貫体系が可能な加工・業務用野菜の生産に要する次の①～④のいずれかに該当する農業機械・設備（以下「機械等」という。）の導入に要する経費</p> <p>①移植機 ②乗用管理機 ③収穫機 ④その他、加工・業務用野菜の生産に必要と認められる機械等</p>	<p>地域計画に位置づけられた次に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 認定農業者又は認定新規就農者を含んだ複数の農業者で構成された団体 	<p>左の補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額以内の額。</p> <p>ただし、2,000千円を上限とする。</p>	<p>1 青色申告をしていること。 ただし、農業経営改善計画又は青年等就農計画で青色申告を行う目標を設定している場合も可とする。</p> <p>2 実需者又は青果物流通事業者等と価格を決めた複数年の取引契約を締結している、若しくは加工・業務用野菜に係る契約栽培の取組計画を有していること。</p> <p>3 市内の農地（水田・畑）で生産すること。</p> <p>4 予算額を超える要望があった際は、次に掲げる基準により採択者を選定する。 なお、同順位内で選定する必要が生じた場合は、より生産面積・取引数量の高い方を採択する。</p> <table border="1" data-bbox="1379 858 1895 1257"> <thead> <tr> <th data-bbox="1379 858 1451 935">採択順位</th> <th data-bbox="1451 858 1895 935">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1379 935 1451 1042">1</td> <td data-bbox="1451 935 1895 1042">加工・業務用野菜の生産に新規で取り組む複数の農業者で構成された組織・団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1379 1042 1451 1149">2</td> <td data-bbox="1451 1042 1895 1149">加工・業務用野菜の生産に新規で取り組む者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1379 1149 1451 1257">3</td> <td data-bbox="1451 1149 1895 1257">上記以外の加工・業務用野菜生産取組者</td> </tr> </tbody> </table>	採択順位	内 容	1	加工・業務用野菜の生産に新規で取り組む複数の農業者で構成された組織・団体	2	加工・業務用野菜の生産に新規で取り組む者	3	上記以外の加工・業務用野菜生産取組者
採択順位	内 容											
1	加工・業務用野菜の生産に新規で取り組む複数の農業者で構成された組織・団体											
2	加工・業務用野菜の生産に新規で取り組む者											
3	上記以外の加工・業務用野菜生産取組者											

第1号様式（第3関係）

令和 年 月 日

五所川原市長

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、五所川原市農業収益力向上支援事業費補助金交付要綱第3の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙（第1号様式関係）

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体名

(2) 住所

(3) 事業実施主体の設立年月日

(4) 役員数

(5) 経営概要

- (注) 1 法人の場合、(2)～(4)は登記事項証明書等の写しを添付することにより記載を省略できる。
2 任意組織の場合、(2)～(4)は規約等を添付することにより記載を省略できる。
3 個人の場合、(1)、(2)、(5)のみ記載すること。

2 事業の目的

3 事業実施計画（実績）

（1）事業内容及び経費配分

区分	対象農産物等	受 益		事業内容 (規格、能力等)	事業量 (台数等)	事業費	負担区分		備 考
		戸数	面積 出荷量等				市費	その他	
		戸	ha, t			円	円	円	
合 計									

- (注) 1 「区分」の欄は、別表の区分のいずれかのタイプを記載すること。
 2 「対象農産物等」の欄について、複数の農産物等を対象とする場合は併記すること。
 3 「事業費」の欄は、「事業内容」ごとに消費税及び地方消費税抜きの額を記載し、消費税及び地方消費税は合計の備考欄に一括で記載すること。
 4 その他参考となる事項を備考欄に記載すること。

（2）事業実施予定場所等

事業の内容 (設備等名)	導入予定場所	取得方法	取得予定時期	備 考
	(市町村、番地等)		年 月	

- (注) 1 実績報告時は、表題及び項目に記載の「予定」を削除すること。
 2 取得方法は、売買、改修など、導入等の方法を記載すること。

4 成果目標及び取組

(1) 成果目標及び具体的な数値等

成果目標	具体的な取組内容	現状値 (4年度) (A)	目標値 (7年度) (B)	増減率 (B)/(A) (%)	確認資料及び算出方法

(注) 確認資料及び算出方法には、現状値及び目標年度の実績値の確認資料名と目標値の算出方法を記載すること。

(2) 成果目標の達成に向けた推進体制

(3) 園芸施設共済事業、損害保険事業、果樹共済制度、農業経営収入保険等への加入（予定）状況

加入年月日（加入予定年月）_____年 ____月 ____日

(注) 「施設園芸参入支援タイプ」のみ記載すること。

5 機械等の年間利用計画

設備名	農産物等名	利用期間		利用日数		月別利用計画											年間 取扱量	備 考	
		現在	目標	現在	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			3月
		月 旬 ～ 月	月 旬 ～ 月	日	日														

(注) 年間取扱量は、対象農産物等の年間の処理、生産、又は供給量（t、kg、本等）を記載すること。

6 各種制度資金の利用計画

(1) 農業近代化資金 借入資金額 千円

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金 借入資金額 千円

(3) その他資金名(具体的な資金) 借入資金額 千円

(注) 市の負担を除く事業実施主体の負担において、借入計画がある場合は資金別に記載すること。

7 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

8 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較		備 考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 区分欄には、別表の区分欄のタイプを記載すること。

9 添付資料

- (1) 位置図（1/10,000～1/50,000 の地図の設置場所を記載すること。）
- (2) 導入等を図る機械等の規模決定の根拠となる資料
- (3) 機械等（自走式の機械は除く）の配置図又は平面図
- (4) 導入等を図る機械等の作業体系図
- (5) 事業費の積算（概算設計）又は見積書（2者以上から徴取すること。）
- (6) 導入等を図る機械等のカタログなど規格・能力がわかる資料
- (7) 法人等が事業実施主体の場合、定款(又は規約等)及び直近の決算書等の写し
- (8) 青色申告書の写し
- (9) 認定農業者又は認定新規就農者の場合、認定農業者又は認定新規就農者であることが分かる証明書等の写し

(別添)

事業概要	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	

(注) 補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合は、本資料を添付すること。

五所川原市長

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業
交付決定前着手届

令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業実施 主体名	施設 区分	事業量	事業費 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

五所川原市長

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業
変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け五農発第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業費補助金交付要綱第4第1号（第2号）の規定により申請します。

記

- (注) 1 記以下の記載要領は、第1号様式に準ずるものとする。
- 2 変更の場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略すること。添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り、添付すること。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、同様式中「事業の目的」を「中止（廃止）の理由」と書き換え、その時点における事業の内容等を記載すること。

五所川原市長

補助事業者 住 所
 名 称
 代表者氏名

着手（完了）届

令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業を 年 月 日をもって下記の
 とおり着手（完了）したので届け出ます。

記

区 分			
着手年月日			
完了（予定）年月日			
施工箇所			
施工方法			
事業量			
事業費			
内 訳	市補助金		
	そ の 近 代 化 資 金		
	公庫資金		
	他 自 己 負 担		
工事請負者氏名			

添付書類

入札顛末書、契約書、約款、工程表の写し など

- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第6号様式（第4関係）

※スマート農業推進タイプ用

令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業
事業成果書

事業区分：
事業実施主体名：

＜事業実績＞

区 分	成果目標 :				備 考
	現状値 (R 実績)	目標値 (R 年度) (A)	実績値 (B)	成果達成度(%) (B/A×100)	
事業実施年度（1年目） (R 年度)					
2年目（中間年度） (R 年度)					
3年目（目標年度） (R 年度)					

(注) 各数値の根拠資料を添付すること。

第6号様式（第4関係）

※施設園芸参入支援タイプ用

令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業
事業成果書

事業区分：

事業実施主体名：

<事業実績>

区 分	対象農産物名	作付面積(a)	生産数量 (kg、t、本等)	備 考
事業実施前年度 (R 年度)				
事業実施年度（1年目） (R 年度)				
2年目（中間年度） (R 年度)				
3年目（目標年度） (R 年度)				

(注) 各数値の根拠資料を添付すること。

第6号様式（第4関係）

※低コスト生産推進タイプ用

令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業
事業成果書

事業区分：

事業実施主体名：

<事業実績>

区分	対象農産物名	作付面積 (a)	生産コスト (円/10a)	備考
事業実施前年度 (R 年度)				
事業実施年度（1年目） (R 年度)				
2年目（中間年度） (R 年度)				

3年目（目標年度） （R 年度）				
---------------------	--	--	--	--

（注）各数値の根拠資料を添付すること。

第6号様式（第4関係）

※加工・業務用野菜生産支援タイプ用

令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業
事業成果書

事業区分：

事業実施主体名：

<事業実績>

区 分	対象農産物名	作付面積 (a)	生産数量 (t、本等)	出荷契約数量 (t、本等)	生産コスト (円/10a)	備 考
事業実施前年度 (R 年度)						
事業実施年度（1年目） (R 年度)						

2年目（中間年度） （R 年度）						
3年目（目標年度） （R 年度）						

（注）各数値の根拠資料を添付すること。

令和 年 月 日

五所川原市長

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和 年度五所川原農業収益力向上支援事業成果報告書

令和 年度に実施した五所川原市農業収益力向上支援事業について、令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業費補助金交付要綱第4第8号の規定により、令和 年度の事業成果を報告します。

令和 年 月 日

五所川原市長

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業費補助金
（概算払）請求書

¥ —

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和年度五所川原市農業収益力向上支援事業費補助金として上記の金額を請求します。

<振込先>

金融機関名	
口座番号	
口座名義	

令和 年 月 日

五所川原市長

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業の状況について、五所川原市農業収益力向上支援事業費補助金交付要綱第8第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		令和 年 月 日 までに完了したもの		令和 年 月 日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

令和 年 月 日

五所川原市長

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業完了（廃止）実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度五所川原市農業収益力向上支援事業が完了（を廃止）したので、五所川原市農業収益力向上支援事業費補助金交付要綱第 9 の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（注） 記以下の記載要領は、第 1 号様式に準ずるものとする。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。